

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
欠席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
欠席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
欠席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 爲積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏名	氏名
経済課長（事務局長）	奥田哲弘
課長補佐（事務担当）	鷺尾和彦
主任（事務担当）	若松孝志
主任（事務担当）	瀧田崇司

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成28年8月22日（月） 午前9時00分から午後9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（33人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第15号 買受適格証明願（5条許可）</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、平成28年8月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は36名中33名で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。</p>

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号13番 鈴木 義英 委員

議席番号15番 不破 恭一 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件

議案第15号 買受適格証明願(5条許可)・・・・・・・・・・1件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・16件

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件

3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・1件

報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・14件

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、農業を営んでおりますが、農業機械や資材を収納する農業用倉庫がないため、今般の申請にて申請地に農業用倉庫を建築し、自宅への進入路としても利用する計画でございます。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、総菜の製造および販売業を営んでおりますが、事業も順調に推移していく中で、現在の駐車場のみでは、来客者に対応することができず、今般の申請にて、申請地を来客者用駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、大変手狭なため、今般の申請にて、申請地を庭敷地として利用する計画でございます。</p>

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、倉庫業を営んでおりますが、業績が良くなっていく中で、倉庫に搬入するトラックの台数も増え、待機場所が足らず、既存の従業員駐車場を待機場として新たに利用する計画となり、変わりに、今般の申請にて、申請地を従業員駐車場として利用する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市内の賃貸住宅にて、妻、子どもの3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の賃貸住宅では大変手狭なため、今般の申請にて、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、長久手市内の社宅にて、夫婦2人で暮らしておりますが、今後、将来設計をしていく中で、現在のアパートでは大変手狭なため、今般の申請にて、祖母所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。

(6番及び7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 議案番号6番、7番は関連がございますので、合わせて説明をさせていただきます。申請者は現在、住所地にて診療所を営んでおりますが、当初は住所地での拡張を検討しましたが、交渉がまとまらず、やむなく、今般の申請にて、申請地へ診療所を建築する計画でございます。申請地は、駅からも近く、また、敷地スペースも十分にあり、最先端医療設備を整えることも可能なため、今般の申請に至ったとのことでございます。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われ、以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第 15号 買受適格証明願 (5条許可申請) 1件について審議をお願いします、事務局から説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考の内容を朗読及び説

<p>会長</p>	<p>明) 太陽光の申請でございます。計画では、300 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、雨水につきましては、自然浸透にて対応する計画でございます。</p> <p>以上、1 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまますので、証明することが出来るかと思われまます。尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第 5 条の規定による許可申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに県へ進達処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p> <p>只今、事務局より議案第 15 号 の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 15 号 買受適格証明願 (5 条許可申請) 1 件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 また、落札された後、農地法第 5 条の申請が提出された時は、速やかに県へ進達させていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 16 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、16 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願 1 番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、1 件の確認願を受理いたしました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 14 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 14 番の全体筆数は 20 筆、地目、田、面積は 28,885 m<sup>2</sup>でございます。今回農地所有適格法人(株)山三レンコンへの貸付のための合意解約が 3 件、9 筆、18,066 m<sup>2</sup>でございます。その他の合意解約は 11 件、11 筆、10,819 m<sup>2</sup>でございます。以上、14 件の合意解約の通知を受理いたしました。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9 時 20 分)</p>
会長	

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年8月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 13番委員 鈴木 義 英

議事録署名者  
議席番号 15番委員 不破 恭 一